

# 総務常任委員会

平成13年12月14日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎山本 直子      小野 隆雄      松田 正

野呂 民平      萬里川美代子

欠席者 松村 健一

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
同 参 事	吉田 昌敬	同課長補佐	乾 善亮
同課長補佐	清水 修一	企画財政課長	池田 善紀
企画文化課参事	野口 英治	同課長補佐	野崎 一也
同課長補佐	山崎 善之	税 務 課 長	植嶋 滋継
同課長補佐	勝眞 基好	教委総務課長	清水 建也
同課長補佐	西谷 桂子	生涯学習課長	水田 美文
同課長補佐	加藤 保幸	同 技 師	平田 政彦
監 査 書 記	藤原 伸宏		

## 3. 会議の書記

議会事務局長 小野 美枝子      同 係 長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）  
松村委員から欠席の報告を受けております。ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。  
始めに町長の挨拶をお受けいたします。町長

町長 （あいさつ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。署名委員に、松田委員、野呂委員のお二人を指名いたします。  
本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。  
まず、初めに本会議からの付託議案であります、議案第30号、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改定する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長 （議案書朗読、要旨により説明）  
斑鳩町都市計画審議会の委員報酬の支給について、その年度における審議内容により開催回数が増減することが予想されるため、開催回数に合わせて報酬を支給できるように当条例の改正を行なうものがあります。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。  
（質疑なし）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第30号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、並びに承認第7号、町長専決処分について承認を求めることについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

総務課長

(議案書朗読、要旨により説明)

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(要旨)

平成13年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が去る8月8日に行なわれ、10月5日には国家公務員の給与改定をこの勧告どおりに実施する旨の閣議決定もされ、また、今臨時国会において11月21日に給与改正法案が可決成立し、11月28日に公布されたところであります。このことから、当町職員の給与改定も、国家公務員の給与改定に準じて、12月議会において改正議案を提出し、ご審議を賜る予定であります。期末手当にかかる支給率の改正につきましては、本年12月分の支給分から改正されることなり、事務処理の都合上、平成13年12月の期末手当の支給にかかります支給率の改正につきまして、やむを得ず、本年11月30日付けをもって専決処分させていただきましたので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(要旨)

平成13年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が去る8月8日に行なわれ、10月5日には国家公務員の給与改定をこの勧告どおりに実施する旨の閣議決定もされ、また、今臨時国会において11月21日に給与改正法案が可決成立し、11月28日に公布されたところであります。このことから、当町職員の給与改定も、国家公務員の給与改定に

準じて所要の改正を行おうとするもので、12月の期末手当の支給にかかります支給率の改正につきましては、平成13年11月30日付けをもって専決処分させていただいているところではありますが、その他の改正に係る部分につきましては、今回の条例改正を行なおうとするものであります。その内容につきましては、当分の間、民間における賃金との権衡を考慮して講ずる特例措置として、各年度において、当該各年度の3月1日(基準日)に在職する職員に対して、3月に3,756円の特例一時金を職員手当として支給することとする改正であります。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。議案第31号については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第31号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、承認第7号については当委員会として原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって承認第7号については当委員会として満場一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第32号、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

税務課長

(議案書朗読、要旨により説明)

主な改正点 住民税

1 長期所有上場株式に係る譲渡所得控除の創設 平成13年10月1日から平成15年3月31日までの期間内に、所有期間が1年を超える上場株式に係る譲渡所得の金額から100万円を控除する。(付則第19条第3項)

2 商品先物取引による所得に対する個人住民税の申告分離課税制度の創設平成13年4月1日から平成15年3月31日(平成14年度から平成16年度までの各年度)までの間に商品先物取引をした場合における一定の個人の所得については、他の所得と分離し、町民税100分の4、県民税100分の2(所得税100分の20)の税率により申告を通じて課税する。この場合において、商品先物取引による所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、他の所得との損益通算及び繰越控除を認めない。(付則第20条の2第1項)

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第32号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、斑鳩町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

企画財政 課長	<p>(議案書朗読、要旨により説明)</p> <p>斑鳩町観光自動車駐車場特別会計では、格別の事業も実施しておらず、その収支の内容は極めて単純化しており、あえて特別会計にする必要もなく、一般会計で経理するのが合理的であると考え、この際、斑鳩町観光自動車駐車場特別会計を廃止し、平成14年度から一般会計で経理を行うこととし、条例の一部を改正するものであります。</p>
委員長	<p>説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。</p> <p>( 質疑なし )</p>
委員長	<p>これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>( 異議なし )</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。よって議案第34号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第37号、住民訴訟にかかる弁護士報酬の負担についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。</p>
企画財政 課長	<p>(議案書朗読、要旨により説明)</p> <p>事件名 奈良地方裁判所平成12年(行ウ)第15号斑鳩町損害賠償請求事件(都市計画道路郡山・斑鳩・王寺線の道路用地先行取得により取得した土地を(旧)建設省へ売却した時に差損が生じたことによる、小城利重外 2名への損害賠償請求)</p>
委員長	<p>説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。</p>

野呂委員 1つは、今までの訴訟費用の内訳は幾らになるのか。弁護士費用の方にもあると思う。その費用負担の処理は今までどうしてきたのかお伺いしたい。

それと、私の記憶では訴えられた当時、議会への説明をしたと思う。その時、個人で訴えられているので、確か個人で対応するという説明をしたと思う。ですから私はその説明を聞いて当時いわゆる町民に負担をかけないと、個人の費用で対応するというように受け取って私は了としてきたのですが、それをなぜ今頃町で負担してくれと言うのか、そこところが当初議会で報告したのと食い違っているのではないかと思うのです。その辺は一体どうなのか、改めて聞いておきたいと思う。

企画財政課長 今までのこれ以外の負担についてであります、町としましてはこの分についてご請求がありますので、これ以外の分については承知いたしておりません。

2点目の件でございますが、当時の話であります、住民訴訟は地方自治法によりまして個人の場合として訴えることができるとなっております。その後その裁判で被告が勝訴した場合にはつきまして、地方自治法第242条の2第8項の規定により、町の方にその費用の負担を請求することが出来ると、その請求に基づいて町が負担するわけでございます。

野呂委員 そしたらその費用内訳についてはそのほかの負担は個人がしている  
と、なぜ今の自地法によって、その負担について町の方へ請求することが出来るという説明をしたわけですが、その分についてはなぜしないのかなど、またその費用の内訳については分からないということはおかしいと思う。一体のものではないのか、弁護士費用とか印紙代とか訴訟を起こす上では必須の条件のもので、法的根拠に基づいて請求

するのだったらその内訳を明確にしてもらって、理由を説明してもらいたい。

企画財政課長 説明の中で申しましたように訴訟費用は原告の負担とするということで、訴訟の費用は原告が負担をしておられます。被告については印紙は必要ございません。

野呂委員 そうすると実質弁護士費用だけということですね。そしたらもう一つ聞いておきたいと思いますが、たとえば今バブルが崩壊してあらゆる企業が倒産でありますとか、大リストラでありますとか、借金返済が出来なくなって窮地に追いやられている、こういうことですね。ですからその会社の責任者は自分の会社の事業の拡大、儲けのために奔走したと、そのため一生懸命よかれと思って先行投資したり、いろいろ投資をして、それが裏目に出て大損失を被ったということで、会社の社長がテレビその他で謝っていたのが報道されていました。そういう責任を彼らはいわゆるバブルためだといっても個人責任というのは取らされているわけです。そういたしますと、民間ではみんな責任を取っているのに、差損については、町長は事業を推進するのに建設省が直接買ってくれるのを待っているのが遅いということで、開発公社で借金をして先行取得をして土地を購入したと、しかしそれを処分するときには4億3千万の巨額の損失を生じたと、当時買う時点ではそういうことは恐らく本人としては予想もしなかった。実際はそういうことで、そういう点についてたとえば他の市町村でもあるわけです。大阪や全国至る所で巨大投資をして、それが失敗すると、その時に前任者がそういうことに既に着手しておって、次の市町村長などが事業を継続してやると、それでその損失が明らかになるという時にも責任があるんだということで給料をカットしたり、自らその責任についてけじめをつけていますね。そういう点についてまったく責任をとらないのかということですね。一方では町民に対して手数料などの値上げをしているわけです。それは財政が苦しいんだということでやっ



ているわけですね。そういう点では、いわゆる民間の責任の取り方、あるいは市町村の自治体の損失を被ったときの行政の責任者としての責任の取り方の具体例を見ても、私はこれでは具合が悪いのではないかと思う。町民に財政が苦しいと言って負担をお願いしているという関係から言っても、町民の皆さんに負担してくださいというのは、これは勝訴はしたといっても、むしろ謙虚になって一定の自己批判をするなり、処分をするなり遠慮すべき問題が、道義的問題としてはあるのではないかと、自ら処分すべきではないかというように思うのです。そこのところ聞いておきたいと思う。

町 長

今の野呂委員の発言ですが、失敗をしたらどうかというよりも、私は議会の経緯と住民に、いかるがパークウェイについてはやっぱりそれだけの関係については議会にもお諮りさせていただいて、用地先行取得をしていくということで、その時には議会の皆さんにも、必ずしもこういう値段では必ず何年か経って国が買い戻していただくときには値上がりしている時があれば、値下がりするときもある。そういうことについては議会も承諾していただいた。私はそういう経過を踏まえる中で、まさに400mというのは国の関係等について買い上げていただいた。やっぱりそういうことは非常に評価すべき点があると思います。私は他市町村がどうかというよりも、斑鳩町が置かれている立場、それが違法であれば当然自分として進退のことについて考えるべきであろうと思いますし、私としては議会とご相談申し上げて道を歩んでまいっていますし、全く今の野呂委員のことについては、町民に負担をさせたとかいうより、逆に400m区間については国が買い上げていただいた。なおかつ買い取り請求等がありますから、その方々についても早く買い取りをしてやってほしいという要望をしていくことが大事であろうと、私はそのように思っておりまして、野呂委員のご質問等のことについては私は自分は自分として考えておりますから、全くそのようなことは考えておらないということです。

野呂委員

町長が言うのは議会の多数決で決まってきたと、それで事業を進めてきたと、先買いについても議会の了承のもとにやってきたという言い分ですね。それがあったからこそ事業が推進したということですね。国に買ってもらうことができるということですね。ですから住民の負担というよりも、国が買い取ってくれて事業が推進したことにむしろ町民としては寄与しているのではないかという言い分ですね。私はその辺が両論があると思うのです。確かに町長は先行投資をして、一定の期間買い取ったから、まとまった土地を手に入れることができるということですね。そういう評価と、同時にバイパス反対の沿線住民にとっては、あるいは批判的な立場をとるものについては損害を与えたのではないかということで批判をしているのも事実です。ですから町民にはこの件については賛否両論あると思う。ただもう一ついえば公的な問題として、国の事業についての費用負担については、国が直接出すと、地方自治体がそれを代わって出すことは行けないということですね。しかし実質的に先買いをして負担をしたことになっているわけですね。これは財政法上から言えばどうなるのかという問題ですね。そこのところどう考えたらいいか。そういうことになりますと、国の事業、町もしてほしい事業であって国がある場合に、全部そういうことに乗り出していいものかどうか、それはきちっと法的にも決められておるわけですから、足を踏み外しているのではないかと考えているわけです。その辺どうですか。

収入役

ただいま野呂委員が申されている内容につきましては、これを処分する際に補正予算を組まさせていただきました。その時にも野呂委員から同様の質問をいただいたと記憶いたしております。その際に申し上げておりましたのは、地方財政法上国の直轄事業について地方が負担をすることについての関連で質問があったわけですが、この事業についてこの土地を処分するにあたりまして、町としては適正な時価で処分しているということで、特に時価よりも安い金額で負担をしたということで、事実的に町の負担が生じたということではございません

で、かつて町が取得いたしましてからその後の経費等が町の負担としてなったということですが、適正な時価で処分をしている限りにおいて、そうした金額によって町が負担をしたということにはなり得ないと、私どもとしてはそう判断いたしております。その後この住民訴訟の中でそうしたことは一つの焦点になったと思いますが、結果として被告の勝訴ということについては、そうした主張は当てはまらないということで、町としては判断しているということをご理解願いたい。

野呂委員      こういうようなことを認めていくと、町民に対して説得力に欠ける問題だと思う。当時取得した、それが時を経て時勢が変わり経済情勢が変わった。しかしその経済情勢が変わった時点での時価で処分したからそれはいいんだという言い分ですね。それだったらその先が読まずしてどうなんだということになると思います。だったら民間の企業等についてもよかれと思ってした、よかれと思ってしても失敗に期すということがあり得るわけです。その時の責任というものを問われて当然だと思う。私はけじめというものを付けないことには、部下に対してもけじめは取れんと思う。そこのところどう考えているのか。私は財政法上から言っても今の言い分が、その判決が時期を隔てて時価で処分しているのだから、地価で買って地価で処分しているのだから地価が下がってもそれはそれでいいんだという内容だったかしれませんが、それもおかしな話だと考えております。町長の見解をもう一度聞いておきたいと思う。

町 長      やはり町としてもみんなの要望を聞く中ではこの都市計画道路、法隆寺線でも地元の関係の方はやはり25号郡山斑鳩王寺線が出来得なければ、私はそれについては協力できないということをおっしゃっているのですから、この影響はかなり大きいと思います。

私は昭和62年の5月の役員改選の時には、都市計画道路、都市基盤が遅れるという発言から当時の皆さん方からこの関係等について

は、都市基盤の遅れを早く取り戻すためには諸手を挙げて16人の  
方々が都市基盤整備特別委員会を設置されたという記憶をしていま  
すから、この関係等についても14年が経過していますけれども、  
やはりそういう成果は見えてきていると思っていますし、これを加勢  
にしていくことが住民の信託に忠実に従って行くべく努力をしていくこと  
が大事であろうと思っています。

野呂委員 私は、たとえばそういうことを行う場合に、今後の教訓をどうする  
かということだと思えるのです。こういうことは将来起こり得るわけ  
ですから、そうしますとどういう措置を取って考えて望まなければなら  
ないかと、代行取得をする場合ですね。それは町が国の代わりに買  
いに行くわけですから、町が土地を買い取ったら国が即買ってくれる  
という約束を取り付けて、こういうことをしておけば問題がなかった  
と思います。そういった面について全て連携をする中で約束をきちっ  
と取り付けてやればこういう損失は起こらなかったというように思  
う。これは一つの教訓として、こういう代行行為をする場合の教訓と  
して学ぶべきことは学ぶというようにだけ申し上げておきます。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決  
することにご異議ございませんか。

( 「異議あり」との声あり )

委員長 異議ありとのことですので、これより討論を行います。  
初めに、本案に反対する委員の意見を求めます。

野呂委員 主旨については質疑のところでおっしゃっていますが、私は代行行為を  
する場合、経済変動があったということではありますが、だからと言っ  
て当時時価で取得したものを経済状況が悪くなって、その物件が安く

しか買ってもらえないとそういう低い段階の地価で処分したという場合にそれでいいんだということは財政法上も疑義があるというように考えます。町民の中には両論がある。これを評価するものと評価しないものがあるんだということを町長はわきまえていただきたいと思います。そして同時にこういう巨額の負担、一方では町民に対するいろいろ手数料等負担をさせているという総合的な観点から考えて、あるいは町職員の部下の関係から考えてもけじめを付けるところは付けるべきだと。それから他の自治体の首長、これはたとえ前任者のそういう行為がしたとしても、たとえば第3セクターはたくさん破産しておりますけれども、そういう責任は取っているということですね。そういうことから言ってもおかしいのではないか。もう一つはこの教訓として、国に代わって代行すると、そういう場合には町が取得をすれば直ぐに国に買っていただくというようなこと、これは仕事を行う上で自然にそういう詰めをきちっとやるべきだ。そうすればこういうことは起こらなかった。何れにいたしましてもこの損失については町民が負担しなければならないのですから、そのことについて町民のご理解を得るためにちゃんとした説明と責任の取り方を行うべきだと思います。これが私の反対意見です。

委員長 次に、本案に賛成する委員の意見を求めます。

松田委員 いろいろ議論があると思うのですが、この先行取得については、国がなかなか腰を上げてくれないということから、どうしても斑鳩町の25号線の現状から見て早期実現を図ってほしいという気持ちをどういう形で国の方に徹底させていったらいいのかという議論を我々としてはかなりしてきたと思うのです。ですからむしろ、国が国がと言うよりも、地元の熱意をどういう形で示していくのかということから、せめて町が先行取得してでもということに意欲を示す。それらの行動を通じて、県へあるいは国に積極的に取り組みをしてもらうということが中心になったと思う。なぜそういう声が出てきたかという

と、一部の人から反対運動があつて、反対運動がさも正当な意見のように受け止められているのではないか。そうすると我々はそういう関係についてもっと積極的に行動すべきだということから、この先行取得という関係は始まってきたと思うのです。それから以降、先行取得しながら時代の趨勢の流れで、一応意欲というものは十分に徹底してきたが、これ以上は町が先行取得ということはむしろ避けた方がよからうと、これだけのことをしているのですから、国は早期に買い上げをして損失をなくすべきだと、というふうに一定の時期を見て判断したことは事実だと、だらだらと情勢を甘く見ながら土地の買い取りというのをどんどん続けてきたという無制限な方法は如何なものかと言えらると思いますけれど、そのことについては議会としても慎重な判断をして、町側により一層買い取りをするという方向よりもむしろ国に早期に先行取得した分についての買い取りをしていただくという動きをしてまいりましたので、この点については議会側もお互いに共していることではなかったのかなと思います。

それと企業との関係を絡めて言いましたが、単純に見るとそういうふうには思ひませんが、まったくその根拠は違ふと思うのです。企業責任の関係については、特に企業が責任を負わされるのは株主に対する責任という関係が中心になってきている。しかもそれは利益を求めるといふことが中心なのです。ここの性格というものが全く民間と違ふということで、混同して同じに扱われることはできないと思ひます。

さらにこの訴訟の関係でありますけれど、こういう取り扱いで住民訴訟が行われるということについて果たしていいのかどうかということも全国的に各自治体で問題になっている。そのことが地方自治法の改正要件として、いわゆる自治体の長が個人の責任において訴訟を受けなければならんということが本当にいいのかどうかという議論があることも事実であります。一応改正案が提出されて、今回見送りになりましたけれども。やはりこの問題についてはそういう今日の状態の中で、一般人と同じような取り扱いをすることがいいのだと。し

かしそれに代わるもので住民訴訟というものを大事にしなければならんということになるのは事実です。それはそのように守られていていい、このように思いますから、何れにいたしましても、そういった状況の中にありますけれども、しかもこの問題は単に重大過失があったと認めるわけではありません。大きな被害が出てどうしようもない状況に立ったというのではなく、最小限度の被害の状況の負担に留めることができたというふうに思います。従って、今回の訴訟の主旨から見てあるいはそれに対応された状況についても、町全体が将来の斑鳩町の町づくりの規範になるべくものとして避けることのできない対応策であったというふうに認識をいたしております。こういった意味合いから本件については賛成いたしたいと思っております。

委員長

これを持ちまして討論を終結いたします。

本案につきましては賛否両論であります。よってこれより採決を行いたいと思っております。本案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手多数 )

委員長

挙手多数でございます。よって議案第37号については賛成多数により可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号、平成13年度斑鳩町一般会計補正予算(5号)についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

企画財政  
課長

(補正予算書により説明)

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第38号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、報告第11号、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について その1）、並びに報告第12号、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成13年斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）は共通の議題であります。理事者より一括して説明を求めます。

企画財政課長 (議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
報告第11号についてお諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり了承することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって報告第11号については当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。



報告第12号についてお諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり了承することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって報告第12号については当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。

次に、報告第13号、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について その2）、並びに報告第14号、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成13年斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について）は共通の議題であります。理事者より一括して説明を求めます。

企画財政  
課長 (議案書朗読、補正予算書により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

報告第13号についてお諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり了承することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって報告第13号については当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。

報告第14号についてお諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり了承することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって報告第14号については当委員会として満場一致で了承すべきものと決しました。

暫時休憩します。(午前10時20分)

委員長 再開いたします。(午前10時40分)

続きまして、継続審査案件であります、藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

生涯学習課長 前回の委員会以後、特にこれといった動きがない中で、先日内田先生においでいただき、石の動きについての今後の調査、進め方について今月の17日にご協議させていくとのご連絡をいただき、そういう形で今後先生と協議を進めさせていただきたいと考えております。

また前回の委員会で委員さんより藤ノ木古墳整備事業に関することについて文書で提出を求められておりますので、次回からそういう形で提出させていただきたいと考えております。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

続いて、その他について各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。

野呂委員 一般質問で不明確な点があったことを出さずねておきたいと思いま

す。民生委員であり自治会長であるK氏が事務所へ行ったかという質問をしたのですが、町長は自分は自宅から選挙に出ていったので会わなかったというように言っていました、ところが私が確認したところによると自治会長として事務所で挨拶しているように言っているわけですか。そうすると町長は顔を会わしているように思うのです。これは政治活動の参加ではないかと思うわけですが、まずは公選法ではダメだと考えておりますが、その点について聞いておきたいと思う。

もう一つは冠婚葬祭について、公選法で代行行為が禁じられているはず何ですか。まず町の選管の見解を聞いておきたいと思う。

選挙管理委員会事務局長

1点目の民生委員の政治活動が禁じられているのではないかと、いう公選法上の解釈ですが、民生委員の選挙運動に対しましては、公選法第136条特定公務員の選挙運動の禁止がございます。これにつきまして、民生委員が該当するかということがございますけれど、民生委員は特定公務員の選挙運動の禁止には抵触をしないと考えております。また、公選法第136条の2公務員の地位利用がございます。これにつきましては、民生委員は地方公務員ということでこの制限を受けることになると、このように考えております。

次に、代行で冠婚葬祭に参列する場合につきまして、公選法上問題はないかということですが、公務である限り町長等の代理が出席することにつきましては問題がないと考えております。

野呂委員

私が言っているのは、民生委員の会長であり自治会長であるK氏が事務所で挨拶したやないかと、なのに町長はいてないとかという答弁をしているわけですか。その事実はどうだったか聞いているのです。

町長

私が聞いている範囲では、選挙期間中の間は挨拶したとかそういうことは一切聞いておりません。

野呂委員 事務所開きの時挨拶したのと違いますか。私はそう聞きましたが。

町長 事務所開きは自治会長としての関係で挨拶をさせてほしいということで挨拶をいたしました。

野呂委員 事務所開きというのはまさに政治活動と思うのです。民生委員法ではきちっと禁止されているわけですから、公選法上さっきのような解釈がありましたけれど、これも私は一定の疑義があるように思いますが、民生委員法では完全に禁止されているわけですから、そのところは今の事務所開きの挨拶は選管としてはどうなんですか。

選挙管理委員会事務局長 その言った内容が全く分かりませんので、一般的なことになると思いますが、通常はその特定の候補所の投票以来の意思があったかどうか判断をしがたいと考えておまして、公選法の地位利用があったかどうかの判定は困難であると考えております。

野呂委員 だいたい事務所開きに行って、その人を応援してやってくださいとか、私が推薦しますとかという挨拶をしないのがおかしい。するために行っているのですから、いい加減な答弁はけしからんと思う。そのところは選管自体が正当な判断が誰に対してもできるのかという疑問ですね。私どもがちょっとしたら注意をしてくるのにその辺が公平にしてもらわないと困るとそれだけ申し上げておきたいと思う。

それから冠婚葬祭の代理出席ですが、公選法では自分の代わりに出席することは禁じられているはずなんです。町長は課長に代理出席させて、課長が香典を手渡していると、こういうことになれば完全に触れているのと違いますか。

選挙管理委員会事務局長 公職選挙法第249条の2の中では、自ら出席しその場において祝儀や香典の供与は違反にはならないというように謳っております。代理の場合につきましては、この249条の2に抵触はしてくると思

ますが、公務で代理出席をした場合には違反にならないと考えております。

町長 私本人が行って香典を渡したらいいのですが、ただ代わりのものが渡すということは公職選挙法に抵触すると思います。おっしゃるとおりだと思います。

野呂委員 それはもう法の主旨ですね、町長は長ですから守っていただきたい。選管自体も私ども議員に対してもそういうことはきちっと教育はしてきてくれているわけですから、私どももそういう点では守っているように思う。ですからそれは町長がそういう具合に是正するということであれば私は結構だと思う。

町長 私はそういうことはいけないということで、私が自ら行ったときは私が直接渡すということであります。代理に行く者が渡すということとはよくないということです。

野呂委員 もちろん私はそういうことを指摘している。町長自ら行ってそれは法的にきちんとしていますから、代理出席をして代わりの者が渡すのはあかんと言っている。それは約束してくれますね。

もう1点言いますと、町民の死亡情報は町長はどういう形で入手しているのか、これについては個人情報保護条例に該当するのかどうかという点ですね。たとえば公務で町の仕事に個人が関係しておって、町としてはどうしてもお参りにいかなあかんということであれば、それは当然のことかと思いますが、いわゆる個人の死亡というのは個人情報に属するのかどうかという点ですね。いわゆる死亡について情報公開すれば、全部開示するのかどうかという点ですね。その区分はどうか教えてください。

総務課長 住民の方の死亡につきましては、役場の方で埋葬許可の申請がほと

んど行われてます。そこで必要事項の記載があり、個人情報保護条例第8条第3項に基づいてこの申請があったときの条文については個人情報の収集がなされたものと、個人情報保護条例の中で見なしております。だからこの情報については個人情報であり、埋葬許可書については町長の決定事項でございますので、町長はその情報については知り得るものであると考えております。

野呂委員 許可権者が町長であり知り得ると、しかしそのことは個人情報保護によって保護されるべき情報であるわけでしょう。それをもって他に利用するということになれば、条例違反として問われるわけでしょう、そこを言っているわけです。ところがほとんどの住民に対して死亡通知を知ることによって、葬式に参列したりということになると個人情報保護条例上おかしいのではないかと思う。そこところははじめを付けないのと違うかと思う。今の扱いで行くならば、全議員に対してもそういう通知を知ろうと思えば知ることができるんだということですね。もう一つは公務員としての守秘義務上、単なる情報を保護するのみならず、守秘義務上も個人の死亡というものがあたるのではないかと思う。それは職権で知り得たものについて別の方に活用することについては守秘義務違反になると思う。その辺の見解はどうですか。

町長 今野呂委員ご指摘のようにそれを悪用するとかそういうことについては問題があるかと思いますが、私は議会事務局でも議長にそういう形で、議会も紳士協定に基づいて町議会として弔電を打っておられますし、それを個人に知らせるということは個人情報の関係であると思います。それを悪用してはならないと思います。

野呂委員 もう一つは今回の町長の当選後で新たな公約で財政需要が生じるということですね。ですから新たな公約による財政需要計画と財源計画表をつくってほしい。それはいつ頃出せるのか。これはご承知のよ

うに今回の広報にも町の財政自体について公表して、私もそれについて質問いたしました。それについては一体どうなのか答弁願えますか。

企画財政課長 財政需要の見通しでございます。質問者もご承知と思いますが、平成12年度の決算時におきまして、主な財政見通しを出させていただいております。こうした中で、今回町長の公約に入っておりました分は大部分は入っておりますが、ただJR法隆寺駅周辺につきましては入っておりませんでしたので、その諸経費についても一般質問で質問あったことですが、まだ事業費が確定していない段階ではございますけれども、早急に担当課のほうと持ちましてこれも入れた中での財政見通しを詰めて、平成22年までの財政見通しについて早い時期に出したいと思っております。

野呂委員 もう1点、今後交付税が厳しくなりますね。そうなってくると今回の建設省に売却したときの差損については、特交などでは見てくれているのか、今後見てくれるのか、その辺について教えていただけますか。

企画財政課長 特別交付税につきましては、その算出につきまして、町の災害、または特別にソフトを含めた単独事業を実施する場合において、全国的ベースから考えて斑鳩町はどうであるかということで計算してまいりますので、一定の計算式に基づいて出したものではありません。そうした中で、平成11年度におきまして今ご質問の件についての建設省への売却がありましたので、平成12年度、13年度の特別交付税に対しては当然要望はしておりました。それについていくら入っているかについては確固たる計算式はありませんので分かりません。

野呂委員 その次に、12月1日発行の広報の中で、22ページの保健だよりで10月15日に大和郡山市の児童公園で郡山保健所と奈良保健所

主催により「健康なら21シンポジウム」と題してわが町の夢について語り考えるというテーマのシンポジウムが開かれたという報道がされています。町長や山添村長、県健康対策課主幹が各自の立場で健康な町づくり構想について発表し、活発な意見交換がなされたと書いています。斑鳩町からは4つの現在の取り組みが書いてあって、その3つ目に分煙の取り組みが発表されています。現在健康なら21の町の計画決定に取り組んでいますと書いてあります。そこで先の委員会でこの問題について防煙機械の設置が報告されたわけですが、これは一体どんな機械かと、またこれは各階にどのように設置されるのかということと、どれくらいの煙を吸う能力があるのか、その効力についてはどれくらいの範囲であるのか。先の委員会では松田委員からその防煙というのは無意味ではないかという発言をして、防煙というのはあまり効果がないのと違うかと、むしろ抜本的にやるのだったら分煙をしないといけないのではないかという発言が出たと思う。ですから仕事しながら机の上に灰皿を置いて喫煙をするということは今日ではほとんど否定されている。そういう運動が強まっていると、企業なんかではそのような動きが強いですね。駅のホームでも今は禁煙でしょう。そういうことから考えると、私は防煙機器を入れるということですが、果たしてこれだけ予算をつぎ込んで効果を発揮するのかどうか。町長はこういう取り組みをすると発表してますように、分煙についてはどのように考えているのか聞いておきたい。

町長

すでにこれは分煙機は、地下、1階の公衆電話の横、2階都市整備課の前にも置いていますから、前の委員会で申しあげましたのは、中央公民館等出先の関係についても分煙機を置かせていただきたいとこの計画ですよということを申しあげました。松田委員さんの質問の中では、分煙機だけはとても防げませんよと、将来的には構造的に囲いをするなど考えていかないといけないのではないですかという質問でありましたし、我々としても今現時点では分煙機はありますが、将来的にはこれだけで不十分であれば、こういう中の階段を利



用していくのか、そういう部屋を作るのか、将来的に考えなければいけないことだと思います。その辺は取り組むひとつの事業として職員間と十分に協議しながらしていくことが大事であろうと思います。

野呂委員

今町長は分煙機と言いましたが、分煙というのは区切って部屋みたいなところで喫煙するということでしょう。分煙機というものはないと思う。機械は防煙と思う。その辺の言葉の使い方として分かりにくい使い方をしているのではないかという点の一つ、それからもう一つ、何れにしても基本的には吸うところを決めると、吸うところを決めてやって、そこで吸うようにすると、ただし仕事中は吸わないと、健康上から言っても町長があかんと行って取り組みの決意をしているわけでしょう。そういうことは保健所も言っているわけですから、やっぱり当町の庁舎についてもそういう具合にしてもらおうと、そういう点で取り組みの強化を再度求めておきたいと思います。

あと1点だけ、福島県の矢祭町で市町村合併について、「市町村合併をしない矢祭町宣言」が行われたというのがご承知かと思います。これは人口わずか7200人の町である。18人の議員全員一致で10月31日に可決されたという報道がされています。その途端にホームページのアクセスの件数が1万2000人を超えているわけです。全国に大反響を巻き起こしているということなのですが、そこで全会一致で可決した内容は、いわゆる大容量主義では町民の幸福にはつながらないと、国の押しつける合併には賛成できないというように表明しているということですね。いろいろ激励も受けているとか、視察も多いとかということと、さらに11月13日に町に説得に訪れた政府の合併推進の事務方責任者総務省行政体制整備室長に根本良一町長は住民の見えるところで仕事をするのが我々のやりがいだと、きっぱり言い切ったのですね。こういう町もあるということです。ですからこういう何もかもが合併の方向の表現になっていますが、実際にはそれぞけの市町村で個性が生かされるのか、あるいは住民の利益になるようなことになるのかということについて、疑問があることは確かな

んです。ですからこういうことになって表れていると思う。それについて町長の考え方を聞いておきたいと思います。

町 長

福島県の矢祭町はそういう個性的な町であって、それは当然なことであろうと思いますし、我々としてはこういう今時勢でございますから、これから事業、交付税、あるいはJRの関係等については国が小さな町にもある程度そういうものをしていこうという基本的なものがあると思います。広域7か町ではすでに亡くなられた武安町長あたりから発言があつて取り組みがされていると思うのですが、私は強制的に合併するのではなく、自然的な合併をやるべきでありましょうし、そこらは町民また広域の中で議論しなかつたら、あとあと問題になりましょうし、やはりそういう議論をしていく中でどうあるべきかということを考えていくことが大事であろうと思います。

ただおっしゃっています17年3月までの特例の関係等を踏まえる中、7か町の議員さんの中にもこの関係について話が出てくるということは、住民も何かを問いかけているなということは事実であろうし、私は議論を大いにさせていただくことが大事であると思つてやります。

松田委員

直接総務委員会に関わる問題でないので、あらかじめ委員長を通じて今日の委員会で質問をさせていただくということを申し上げておりますので、ご了承いただいていると思いますが、一般質問を通じて分かりにくいことがあつたので考え方を聞いておきたいと思いますが、JR法隆寺駅の改築をめぐつての問題です。この問題について施政方針では、橋上駅、自由通路という関係の考え方として述べておられ留と思うのです。そして基本計画を14年度にたてて方向を明確にして、17年度までに完成をするということを言われているのですが、概略的にはそのように理解をしたのですが、現状はどのように分析されておいでになられているのか。特に思いこみも強いと思うのですが、財政はどうするのかとか、費用負担をどうするんだとか、バリ

アフリー化をどうするかとか、そういうことが先行しているような形だと思っただけです。そういう中で我々は一体どう考えて行くべきだろうか。特に法隆寺駅が橋上駅にしなければいけない状態は一体どこにあるのか考えてみたいと思う。で、王寺から奈良までの間に各駅がありますけれど、それぞれ駅の条件が違いますし、配線の条件も違います。そういうことから考えて、駅を橋上駅にする前に、各駅が北と南側にあるのは法隆寺駅しかないわけです。法隆寺の場合、北行き設置が昭和46年の6月25日に開業しました。そして王寺から奈良までの間に上下線の出入り口があるのは法隆寺駅だけという状態で推移をしてきた。そこで、現在2万6000人ぐらいの乗降人ではないでしょうか。そのうち下り南口利用者大阪方面への関係が約3分の2、そして北口利用者が3分の1なのです。こういうことから考えて橋上駅にしたときどういう現象になるだろうかというふうに考えますと、朝約1万人近くの人々が南口を利用して大阪方面へ行かれる。その人々は改札を出たらすぐホームになって、跨線橋を渡る必要は全くない。北口の利用者の人は乗り降りと共に跨線橋いわゆる階段を渡らないといけない。そういうことを考えますと、橋上駅にすることによって、何れもの人々、北口利用の人も南口利用の人も全てが跨線橋というやっかいのものを上り下りしなければならない形になってくると思う。特に上りの関係で斑鳩町を主体にする人々の北向きの関係は、上り下り線どちらを利用しても皆跨線橋を渡らないといけない。ご承知のようにいわゆる小泉の駅は上り下り線2本だけなのです。法隆寺の場合は3線あってしかも、上り方面で行き違い線と言う関係からいわゆる島ホームになっているということが大きな違いなのです。そのことによって、線路間の距離が長くなってきている。そういうことが出てくる状態になるということを考えていくと、いわゆる町が既定概念と言われているように思って仕方がないのですが、橋上駅にする時点と平面駅（現在の駅）である関係と考えた場合一体どうなるのか。そして、自由通路と言われているのですが、これは考えるのに自由通路をつくることによってどれだけ住民の利益になって来るんだろうというこ

とを考えると、先ほど言いますように南口北口今あるわけですから、駅利用の方は大半は利用されるということになると思うのです。その他にさらに何が期待できるかと言いますと、踏切の問題ではないのかなと思うのです。ところが自由通路をつくることによってあの踏切の混雑化が改良できるのかというと、私は現在の事情からあまりその価値はないのではないかと、むしろあの踏切の混雑というのは朝の特にラッシュ時における会社などの送迎用の車などの行き違いの関係が出てくる。あれ以上の拡幅は設備上どうしてもできないという状態が出てきているのであって、必ずしもそうでないのではないかと思うので、ひとつには予算的ないろいろな面から考えて見て、橋上駅であるべきなのか平面駅であるべきなのかという一つの考え方は検討に値するだろうと思う。たとえばそのことについて平面駅現在のような状態になるとすれば、いわゆる跨線橋だけで特に乗降の関係について考えていくということになるだけで、別の場合にそれぞれのこの3駅の関係を見てみましても、たとえば王寺の関係についてはいわゆる自由通路の関係で特にエスカレータとかエレベータが設置されている。大和小泉の関係を見てみますとむしろ自由通路はありますけれど、エレベータの関係は上下のホームに設置している。そしてエスカレータがある。こういう形のものになるのだろうか。そして橋上駅にして、法隆寺の関係で上り線の関係で、現在のホームはかなり広いのですが、そこに乗降階段があります。乗降階段に併設してたとえばエスカレータということになりますと、ホームは限定されていますから非常にホームは狭くなります。そういう状態が出てくると思う。その場合に果たして特に夕方のラッシュの時の関係ですが、乗降客の流れがスムーズに行くのかどうかという関係などが出てくると思うし、跨線路という言い方をすることによって莫大な費用がかかってくる。いわゆる自治体負担ということになってくる。ところが現在のような関係で平面ということになれば駅舎の改築だけになってくる。ご承知のように北口の場合にも用地取得の関係は国鉄に譲渡している関係だと思う。駅舎そのものの関係については国鉄で負担したは

ずなのです。上り関係はエスカレータ、あるいはエレベータの関係はいろいろ言われていますが、橋上駅にするとどちらもしないといけません、それはエレベータとエスカレータを併設することになるのかどうかということもあると思う。ところが乗降人の関係から見て、郡山なんかでも昼間止めてますね、エスカレータなど。というような関係で本当に必要な設備になっていくのだろうかかなと感じたりもしているのですが、その辺の関係はどう考えるのか、町として一体どう考えるのかということを考えないといかんのではないのかなと、橋上駅にする場合と平面駅で駅舎の改築をしてそういった設備を整えさせるということは、その場合にどこかまで自治体はしなければならんのかどうか。悪なれば事業主体がJRがすべきであって、ところが跨線路とか自由通路とかいう関係を中心にして置いてしまって、しかも我々の側から言うておくのがいいのか、JRがそうしなければいけないことになるのか、それによって私は条件の付け方が違うだろうと思っております。そういう面についての設備の実態とJRの思惑と行政の関係とがあり、そのこのところについては今後交渉していくことになるのですが、斑鳩町としてどういう構想を描いていくかという関係については、現状を分析しながらこうできないかという関係を、基本的な面をきちっと知らしていくおくことが必要ではないのか。橋上駅や自由通路ということを先行しているという気がして、その違いによる関係で財政投資がどう変わるかという分析をして、そういうことの分析が行われているのだろうかということをおもうのです。特に橋上駅にしてということは行政側にはないと思う。ただ駅前とか周辺整備をするについて有効な土地利用ということは考えられるかもしれませんが。しかし現時点においての状態で行く限りにおいては私は橋上駅にしても費用が莫大にかかるだけであって、決して有効な財政投資になるまいと思うのです。そういうことを考えていきますと、今の現時点ではそういうことが可能ではなくて、思いこみのような関係で相談していく対応していくということであっては決して有効な財政運用にはなっていないかと思ったりしているのです。それから周辺整

備についても対して現在よりよくなるという面が見えてくる感じが少ないという形があると思う。だからそういう立場に立ちながら橋上か平面でいいか、その場合の財政がどれだけ差が出てくるのか、町として考えていく必要があると思う。それから斑鳩にふさわしいこの駅舎、玄関口として、平面駅で考える場合のこの駅舎の考え方、橋上駅になった時の考え方があると思う。橋上駅にする場合については平面駅にする場合と予算の関係は恐らく3倍くらい掛かっていくのではないだろうかと思う。これは我々の事業主体の行政側の判断によるというのではなく、むしろ工事の特殊性として、これの事業主体は必然的にはJR側なると思う。そしてJRの指定業者になってくる。そして営業しながら施工するのですから、しかも安全管理に気を使い、膨大な予算になるということがありますから、そういう面を配慮して今後JRと折衝していくという関係については、よほど慎重にしかも我々の具体的なプランを持ちながら、そして費用対効果面を十分分析した上で、折衝して詰めを合わせていくという体制が必要になるのではないかなというように思います。そういう意味で橋上駅にするとか、自由通路をつくるんだとか、希望はいいのですが、本当にそのことが実現可能なかどうか真剣に分析しておかないと、足下を見透かされてしまうことになるかもしれないと思ってもいるのです。ですからこういうことについて十分配慮して、これから検討して、14年度中方向付けをしようと言っているのですから、これは自治体だけでできるわけではありませんので、相手がありますから、少し時間があると思います。それで今申し上げたような面で、我々が後折衝してくるについて、ここで審議してどうのこうのという余地はなくなってくると思います。詰められてくると、蚊帳の外になってしまう可能性がある。そして負担だけ大きくなってしまいうということにならないようにしていきたいというふうには私は思っている。

何回も言いますように、橋上化か平面か、その場合の財政投資はどうなるか、あるいは自由通路が本当に必要なかどうか。自由通路で一体どれだけの交通緩和に役立つのかどうかとう関係とか、あるいは

斑鳩にもっともふさわしい駅舎というのは、橋上駅にすることによって考えられる面といわゆる平面で考えられる面、こういった面があってそれぞれ検討する必要があるのではないか。しかも工事に発注する段階についてはすべてJR側指定の業者にならざるを得ない。特に17年度目標に置いて14年度方針を立てようということについて十分な検討をしておく必要があるのではないかと考えております。

それで最後にお聞きしたいのですが、通常どおりの出席で担当する人がおいでになるのか分かりませんが、私の常識では都市整備課になるのかなと思うのです。そうするならこういう関係について都市整備課に聞いて回答してもらえるようにしませんと、ただ単なる請負的なことでことを終わらす感じになる。そういう面から言いますと事前に通告していたにも関わらず担当者の出席者がいないというのはどういう考えなのか、それくらいの取り組みはしてくれないのだろうかという感じをしています。以上のような意見を申し上げて、これらについてお答えいただくようなことがあるなら聞かせてください。

町 長

私の方としては13年度で橋上化を考えながら、JR西日本と相談申し上げてきました。その中でJR西日本の担当者とお会いしていただいて、仮に今から進めて行くとなれば、17年ぐらいになるでしょうと言う話でした。それから担当の都市整備課は、今JR西日本の音田という担当の方と協議をしております。その中ではこの都市基盤整備特別委員会が11月2日に先進地を視察していただいた経緯もございます。ただこの関係等については、橋上、橋上ということばかりをお願いしているわけですから、その辺の関係等については先日の都市基盤整備特別委員会でもJR法隆寺駅を移転してはどうかというご意見もいただいております。私は総合計画の中で今の現JR法隆寺駅をどうしていくかということを考えていくことが大事であろうと思います。当然ご質問の点については都市整備課あるいはまた私の方で、JR西日本の方に出向いて、その旨の話もさせていただいて、そういう利点欠点そういうもの等を十分に精査する中で、14年度の中

で検討することが大事であろうと思う。何れにいたしましても、17年というのはひとつの基本目標としてJR西日本と協議させていただいた中のございますから、そういう点については何を言いましてもやっぱり法隆寺駅というのは朝夕ラッシュがございます。しかし10時ぐらいになれば通行客も少ない中で、エスカレータを止めざるを得ない。最終的に設置するのは、恐らく当然エレベータは国や県の補助金で設置できますから、今王寺でやっているのは県が3分の1を出していただいてエレベータを設置いたしておりますけれども、何れにいたしましてもこういう関係等において、我々町民の方々がJR法隆寺駅をどうしていくか、時間的には13年度はあと少しでございますから、その間にいろいろPRして、ご指摘の点とかあるいは出ております意見を申し上げて、ある程度整理をしていかなかったらなかなか進んで行かないと考えますから、町としてはJR法隆寺駅の関係等については橋上化で行こうという考えを出させていただいたという経緯だけでございますので、今ご指摘いただいた意見を十分に踏まえまして、JR西日本がどういう対応をしていただけるのか、そこらも担当者と協議させていただきたいと思えます。

松田委員

今少し申し上げておきたいと思えますが、橋上駅というものを前提にしていることになると、現在の法隆寺駅周辺の整備とかが関わってくる問題だと思う。その整備ができていないですね。今の段階でどう考えるのかということになりますと、法隆寺駅のホームは同じ形でも上り下りの関係はちょっと・・・ですね。そうするとどこへ出入り口の関係が自由通路をつくる時設けられるのか。あまり状態を変えずにやろうとすると、現行の出入り口の関係のところは、跨線の自由通路にしてしまうしかないと思うのですね。そうでなくホームの関係でどう流れる関係でエスカレータ云々と言いますと、下りホームの関係はもう少し王寺よりに行く必要があるだろうと、そして王寺より行って、停車ホームという前の列車の時のところが2両3両分くらいあるわけですから、そこまでいっぱいホームにして、ホームの中心



になるところにいわゆる跨線橋にするのか、自由通路になるのか、そういうことにならないとうまくいきません、ということも考えられるわけですね。そうしますとエレベータとかそういった関係の設備は、上りの関係については、島になって線路があってもう一つ外側になるわけですからもうぎりぎりなんです。というようなことがありますから、私はJR任せの関係にどうもなりすぎるとの違うかと、交渉もそこへ行って聞いてくるということが中心になってしまうような感じがする。だからそういうことのないように、一体どうあるべきかということ、特に周辺整備が進まない段階でこの話を進めようとしたら、そうすればどういう投資になるかということについて考えたら、大和小泉駅の場合の自由通路の関係については特に下り方面が向こうへ行きますから、見違えるくらいの駅前整備になっていますね。ところが上り関係で元にあった駅舎ですから密集していますから、あまり変わり映えがない。通路にしましてもホームの乗降の関係で同じ方向になっている。さらに整備をし直すようですけど。そういう形態から見ていきますと斑鳩町の場合もそういうことになってくるのではないかと。とすれば当面駅の関係に焦点を絞って、二重投資にならないように考えないといけないと思う。やっぱり行政はよく考えているなと、よく現状を見ているとか相手側に言われるぐらいで、そしてこうした場合にこうだと、財政投資の面でこうあるからこういう措置をとったと具体的に説明ができるように行政として取り組んでほしいと思います。

議長

先ほどの野呂委員の質問の関連で教えていただきたいのですが、火葬許可書というんですが、議会もそれを利用させていただいて、議会全体で弔電を打たしてもらっています。確かに死亡届というのは個人情報というのとはよく分かりますが、その個人情報をそういう具合に使うということで、先ほど野呂委員が触れられましたが、公務員の守秘義務にも抵触するような話なのですが、それについてちょっと疑問があるのです。個人情報保護条例というのとは個人の情報が間違っていな

いかということで、その個人が開示を請求していける情報を収集したものであるということです。今斑鳩町で議会もその情報を利用していただいて議会全体として町民の死亡に対する弔意を表すために弔電を打たしてくれらるということに対して、もしそういう公務員が守秘義務違反に抵触する恐れがあるのだったら考え直さないといかんやろうし、事務局も困るのではないかと思いますので、その点明確な答弁をいただきたいと思う。

総務課長 守秘義務は一応公務員法第34条で定めておりまして、職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いたときも同様とするということで書いておりまして、秘密とは一般的に情報を知らされていない事実であって、それを一般に周知せしめることが一定の利益の侵害になると考えるものを秘密というわけございまして、今の場合、葬儀の関係のことについては一般的に分かることございまして、今の段階では34条の守秘義務には抵触していないと考えています。

議長 そこですと例えば逆に葬式の看板が上がっていて、あの人はどこの人かということで議会へ聞きに来る場合がありますね。それらについては秘密ではなく、一つの情報として聞きに来るということは別に守秘義務違反にあたらないということですか。

総務課長 そのことにつきましては個人情報保護条例の第8条第3号でその申請をその方が書かれます。それが個人情報という扱いになってきております。それは本来は埋葬の許可にかかりますことについての個人の情報の収集ということになりますので、それを一般に知らしめるということは目的外利用になろうかと思いますが、職務に関係のあることにつきましては、町は当然知り得るべき情報ですので、これは先ほど町長がもうしましたように紳士協定に基づき通知をし悪用していないということで、それは可能かと判断しております。

議長 　私ら議員してたらなぜ知らなかったのかと後でおしかりを受けることがある。だから今後の問題にも関連してくるかなと思うのですが、もし許されるのだったら、その情報を全体に流してもら方がいいのかなと考えているのですが、それが無理だったら無理ではっきりと言ってほしいのですが。

総務課長 　これにつきましては、先ほどもうしましたように、15人の議員さんに周知するという点については、ちょっと誤解を招くような点があるかなと考えておりますが、議会に対しての情報提供ということでご理解を願いたいと思います。

野呂委員 　先ほど松田委員より法隆寺駅の駅舎の改築については相当意見が出たわけですが、今の考え方では最終的に聞かせていただいたのは、まずどうしても橋上駅ありきで事業を進めるというように受け取っているのですが、それについて問題があるのではないかという提起だったと思う。ですから進んでしまえば関与するところが全くなくなるのではないかという心配も込めての問題提起だったと思うのですが、非常に重大なことだと思うのです。私なんかはむしろ駅舎については町長が言っているように町民が望んでいるのは現在の駅舎を橋上駅にせよとかというよりも、むしろバリアフリー化やと、それだけだったら財政的にも非常に安くつきますね。確かにエレベータを付けたら、真ん中のホームについてはエレベータを付けたら狭くなって難しいとそういう側面はあると思うのですが、何らかの形でそういう具合に足の悪い人や年寄りとかそういう人が現在の駅の状況のままでもバリアフリー化を安くできるような方法さえ考えてあげれば、私は町民は十分納得するのではないかと、今一般的に帰っているサラリーマンとか元気な人は何ら支障を感じているということでない。むしろ支障を感じているのはアクセスですね。踏切の狭い問題。あそこで混雑する問題、朝の駅前広場の混雑の問題、それから大和高田線から

入るという幹線のアクセス道路がないということですね。これがやっぱり一番みんなが考えているところですね。ですから駅舎の改築というのは最低限の投資で押さえるべきだと、バリアフリーを基本として現在の駅舎の改築ということを考えるべきではないかと。むしろ町民全体が望んでいるのは駅に対する交通アクセスをどうするかという問題だと思う。それを私どもが今まで区画整理ということで来てなかなかうまくいかなかったけれども、しかし一貫して努力しているのはあの辺の周辺整備という問題が第一にやってきたことなんですね、だからそれを放棄するということは方向として間違っているのではないかと、むしろ財政負担だけ負わせて、駅舎だけ立派になるけれど道は以前として変わらないということになれば、これこそ町長の命取りになると、不満が巻き起こると思うのです。そういう点ではやっぱりもう少し駅周辺の住民の方の意見とか、通勤通学者の意見とか、障害者、老人の意見とかを収集してどういうのが一番今の財政状況の下でそういった懸念を解決する上で財政負担を少なくするという立案をしていただきたいと思う。意見だけ言っておきたいと思います。

万里川委員

私は都市基盤整備特別委員会に入っておりますので、今の指摘された分について次の機会に言わせてもらおうと思っていたのですが、ここでは財源の問題も絡んでおりますので、今言われた橋上駅のことに関わって、今言われたことに執着しないで、私自身も言っていることはバリアフリーに関わっての要望、また質問だったように思いますので、この辺に関わっては財源を心配する一人としてもしっかりとJRがやらなくてはならないバリアフリー化に関わっては駅そのものの中でのエレベータ設置はJRがせなあかんわけですから、それが2010年ではなくてもう少し早くさせていただきたいということが、ある意味では話し合いの中で決められるべきであろうと思いますので、やはり無駄に財源を使わずしていい方法を国や県へ取れるだけの補助を受けながらやっていただきたいということを要望しておきます。後は自分の委員会に戻って言う機会がございますので押さえておき

たいと思います。

町 長

私の方としても橋上がどうかというよりも、関西本線大和路線の中では橋上駅がないのは法隆寺駅しかないということから、先日の一般質問でも15年と言ったに17年では遅いとかという議論があった。今松田委員や野呂委員や萬里川委員のご意見、行きつくことは財源の問題です。私は何も10何億もかかってそんなことはしたくないのですから、やはり今までここまで切りつめてきて、93億というところまで来ながら、後は福社会館の問題、あるいは町営住宅の問題ということで指摘された関係等について財源措置をしてきたわけですから、やっぱり駅前の関係等については区画整理がうまくいかない中で、どういう形で進入路が入ってくるのかということについても整理して行くべきで、できるだけ財源のかからない我々としては持ち出しが少なくする努力をすることが大事である。ただ橋上駅として私は17年ということをお願いしたけれども、やっぱりみなさんのご意見を十二分に尊重しながらやっていきたいと思っています。また健全財政という中でどれだけの最小限でいけるのか、そういうことが可能であるか、これからJR西日本と協議させていただいて、またJR西日本と交渉する中でエスカレータ、あるいはエレベータが早く付けられないかと、現状の中でどういう形にしたらいいのかということ踏まえて努力していきたいと思っています。私の方は17年ということを目標にしておりますが、当然17年についてはそういうことも十分に整理しながら、橋上になるのか、あるいは現状のままでエスカレータを付けるのかその辺検討してまいりたいと思います。

議 長

法隆寺消防センターの予定価格と落札価格、それと最終の設計変更等々の精算額を教えてくださいませんか。

企画財政  
課長

予定価格は8,242万5,000円です。落札価格は5,565万円であります。

総務課長 精算についてはまだです。検査は昨日終わりました、今一部手直しをしているところでございます。

議 長 大きな設計変更についてはどうなんですか。

総務課長 大きな設計変更はしておりません。契約変更もしておりません。

委員長 その他についてもこれをもって終了します。

なお、お手元に配布いたしております閉会中の継続調査申出書のとおり、当委員会として調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長 ……特にみなさん方は財源等の関係についてご心配いただきます。このことについてはまさに慎重に対応していくことが大事であろうと思っております。何れにいたしましても、やっぱりみなさんのご意

見を十分うかがう中で、法隆寺駅のバリアフリー化、また橋上化そういうことを十分に検討させていただいて、何もあわてずに私はないと思いますので、橋上駅にするとしたら17年までが必要ということになりますが、何れにしましても財政が緊迫したようなことになってくるのであれば、また考えていかなければならないと思います。何れにしましてもみなさま方の意見をご拝聴する中で、都市基盤の委員会等で・・・何もあわてなくて十二分にみなさんのご意見を尊重させていただいて検討していきたいと思っております。何れにいたしましても厳しい財政需要ですので慎重に行っていきたいと考えております。

委員長

これをもって閉会いたします。（午後0時01分）